

尼崎市住宅改造費助成事業実施要綱

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、身体の機能の低下した高齢者及び障害者が居住する住宅について、それらの者の身体状況に配慮した住宅改造等を行うために必要となる費用の全部又は一部を助成することにより、それらの者の福祉の増進に資することを目的とする。

(助成の対象世帯)

第2条 助成の対象となる世帯は、市内に居住する世帯であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）が属する世帯（以下「対象世帯」という。）とする。ただし、別表1に定める対象世帯の階層区分に該当しない場合は、これを対象世帯から除くものとする。また、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号第2条第3号に該当しない者とする。

- (1) 介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 療育手帳の交付を受けている者

(助成の対象経費等)

第3条 助成の対象となる経費は、前条に該当する世帯で、かつ、生涯に渡り自宅での生活を希望する者が属する世帯であり、住まいの改良相談員等が必要と認める範囲の住宅改造に要する経費で次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号に該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費を含む額
 - (2) 前条第2号に該当する者が属する世帯では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業日常生活用具給付の支給対象となる場合は、当該住宅改修費を含む額
 - (3) 別表2に定める改造箇所毎に当該箇所の助成対象限度額を超えない額
ただし、重度身体障害者等の属する世帯で、住まいの改良相談員等が必要性を判断しケース会議等に諮ったうえで認める場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定は、集合住宅については、原則として専用部分の住宅改造に限り適用するものとし、賃借関係にある住宅等の場合は、その所有者の許可・承認を得てることを条件に改造する場合に限り適用するものとする。
- 3 次の（i）～（v）の全てに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断を受けなければ、第1項の対象経費に係る助成を受けることができない。
- (i) 昭和56年5月以前に建築された住宅
 - (ii) 次に掲げる工法に該当しない住宅
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法
 - (iii) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅
 - (iv) 過去に耐震診断を受けていない住宅
 - (v) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅
- 4 前項に規定する住宅について、第1項に規定する住宅改造と合わせて簡易耐震診断、を受ける場合には簡易耐震診断に係る経費のうち対象世帯又は対象所有者が負担する経費を対象経費として助成する。
- 5 この要綱において、「耐震診断」とは別表3の(1)から(8)のいずれかに該当するものをいう。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、第3条第1項の規定により算出した対象経費の額と1,000千円を比較して少ない方の額から、次の各号に定める額を控除した額に、別表1に定める対象世帯階層区分に応じた助成率を乗じて得た額から千円未満切り捨てした額とする。

- (1) 第2条第1号に該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額
 - (2) 第2条第2号に該当する者が属する世帯で、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業日常生活用具給付の住宅改修費の支給対象となる世帯では当該住宅改修費支給限度額
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号又は第3号に該当する者で、前項第2号の対象とならない者を含む世帯で、別表1に定めるバリアフリー改造の欄に定める助成率が3/3の世帯階層区分に該当する世帯にあっては、対象経費の1割と介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額相当額の1割のいずれか少ない方の額を控除した額を助成するものとする。
- 3 住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合においては、第4条中「1,000千円」とあるのは「1,000千円から第3条第4号に規定する簡易耐震診断に係る 対象経費と別表に掲げる世帯階層区分に応じ同表の簡易耐震診断の欄に定める助成額を比較して少ない方の額（以下この項において「簡易耐震診断助成額」という。）を控除した額」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に簡易耐震診断助成額を加算した額」とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅改造工事に着手する前に住宅改造費助成申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票（世帯全員）の写し又はこれに代わるべき書類
- (2) 介護保険制度の対象となる者にあっては当該制度の要支援又は要介護認定を受けていることを証する書類
- (3) 身体障害者にあっては身体障害者手帳、知的障害者にあっては療育手帳、難病患者にあっては特定疾患医療受給者証
- (4) 住宅改造について正当な権限を有する者であることを証する書類
- (5) 生計中心者の前年分の所得税額を証明する書類又は前年分の所得税が非課税の場合は当該年度分の市民税額を証明する書類
- (6) 住宅改造工事計画書
- (7) 住宅改造工事見積書

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに当該申請について必要な調査を行い、助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、住宅改造工事の完了後速やかに工事完了届を提出しなければならない。

- 2 市長は、住宅改造工事の完了確認を行った後、助成額の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 助成決定者は、前項の通知を受けたときは、助成金請求書を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、助成決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 住宅改造工事の全部又は一部をとりやめたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- (4) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第3号に該当したとき。
- (5) 暴力団等の利益になるとき。

2 市長は、前項の規定により助成の決定の全部又は一部を取り消した者にその取り消しに係る部分の助成金が既に交付されている場合は、その者に対し、その返還を求めることができる。

(介護保険制度等の優先使用等)

第8条 住宅改造において、第2条第1号の対象となる対象世帯にあっては、介護保険制度の居宅介護住宅改修又は介護予防住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施にあたっては、関係機関と連携のうえ、一体的に行うものとする。ただし、対象者に介護保険制度の居宅介護住宅改修又は介護予防住宅改修の対象となる工事の必要がない場合は、この限りではない。

2 住宅改造において、第2条第2号の対象となる対象世帯で、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業日常生活用具給付の住宅改修費の対象となる者を含む世帯にあっては、当該住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施にあっては、一体的に行うものとする。ただし、対象者に障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業日常生活用具給付の住宅改修の対象となる工事の必要がない場合は、この限りではない。

(その他)

第9条 当該事業の助成を受けた世帯は、再度当該事業の助成を受けることはできず、また他の助成事業と重複して当該事業の助成を受けることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度当該事業の助成を認める場合がある。

- (1) 身体機能の低下等により、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合
- (2) 当該事業の助成を受けた世帯で、新たな対象者が生じ、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合
- (3) 介護保険制度の住宅改修で、著しく要介護状態が重くなった場合等により、改めて介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の受給が可能になった場合

(事業の委託)

第10条 市長は、助成に関する決定及び助成金の交付等を除き、事業の運営を社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会に委託する。

(実施の細則)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、所管局長が別に定める。

以 上

付 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 尼崎市重度心身障害者（児）居宅改善整備費助成制度実施要綱は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から実施する。

- 2 改正後の要綱別表 1 及び別表 2 の規定は、平成 16 年 8 月 1 日以後に住まいの改良相員等が相談を受け、助成相談受付票を配布した者に係る住宅改造工事の申請について適用し、同日前に助成相談受付票を配布した者に係る住宅改造工事で、かつ、平成 17 年 3 月 31 日までに工事が完了したものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から実施する。

- 2 改正後の要綱別表 1 及び別表 2 の規定は、平成 20 年 7 月 1 日以後に住まいの改良相員等が相談を受け、助成相談受付票を配布した者に係る住宅改造工事の申請について適用し、同日前に助成相談受付票を配布した者に係る住宅改造工事で、かつ、平成 21 年 3 月 31 日までに工事が完了したものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1

| 対象世帯の階層区分 (生計中心者の所得により認定) | バリアフリー 改造 助成率 | 簡易耐震診断 助成額 上段：木造 下段：非木造 | 対象工事 限度額 |
|------------------------------|---------------------------|----------------------------------|------------------|
| | | | |
| A 生活保護法による被保護世帯 | 3 / 3 | 3,090円 6,240円 | |
| B | 当該年度分の市民税非課税世帯 | 9 / 10 | 3,000円 |
| C 前年分の所得 税非課税世帯 | 当該年度分の市民税均等割のみ の課税世帯 | 9 / 10 | 6,000円 |
| D | 当該年度分の市民税所得割及び 均等割課税世帯 | 2 / 3 | 2,000円 |
| E 前年分の所得 税課税世帯 | 所得税額 7 万円以下 | 1 / 2 | 4,000円 |
| F | 所得税額 7 万円超 | 1 / 3 | 1,000円 2,000円 |

ただし、前年分の給与収入金額が、8,000千円以下の世帯又は、前年分の所得金額が、6,000千円以下の世帯とする。

別表2 住宅改造に係る助成対象限度額

| 改造箇所 | 助成対象限度額 |
|--------|---------|
| 浴室・洗面所 | 450千円 |
| 便所 | 240千円 |
| 玄関 | 180千円 |
| 廊下・階段 | 160千円 |
| 居室 | 190千円 |
| 台所 | 160千円 |

別表3

| | | |
|--------|-----|---|
| 耐震診断 | (1) | 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法 |
| | (2) | 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」別添による耐震診断（木造に関する部分を除く。） |
| | (3) | 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断 |
| | (4) | 上記（1）から（3）に掲げる方法と同等と認められる耐震診断 |
| 簡易耐震診断 | (5) | 建設省住宅局監修「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による「わが家の耐震診断」 |
| | (6) | 国土交通省住宅局監修「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による1次診断 |
| | (7) | 建設省住宅局監修「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断 |
| | (8) | 建設省住宅局監修「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修基準」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断 |